

【Q 理事会の開催回数】

Q 理事会は年度内に何回開催すればよいのですか。

A

社会福祉法人の業務は、社会福祉法第39条及び定款準則第9条により、理事をもって組織する理事会で決定するとの規定がある。

理事会で議決が必要とする事項については、社会福祉法人指導監査要綱により次のとおりとなっている。

予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

定款の変更

合併

解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定

社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他所轄庁等の許認可を受ける事項

定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更

施設長の任免その他重要な人事

金銭の借入、財産の取得・処分等に係る契約（軽微なものを除く）

役員報酬に関する事項

その他、この社会福祉法人の業務に関する重要事項

なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すること。

理事会の開催回数は、上記の審議事項が漏れなく議決されていれば回数に制限はありません。

しかしながら、理事会は、社会福祉法人の最高議決機関で法人の運営及び施設経営に関する重要事項を審議決定する機関であるため、事業の運営に即して適宜開催されることが必要ですので、少なくとも年3回以上の開催が求められます。

《例》

- ・ 2月～ 3月 新年度予算、事業計画
当初予算の補正、規程改正
- ・ 5月 決算報告、監事監査報告、役員を選任
- ・ 11月～ 12月 補正予算